

○平成31年度京都府食品衛生監視指導計画（案）に対する意見と府の考え方

項 目	意 見	府 の 考 え 方
平成31年度重点的取組	<p>H A C C Pによる衛生管理が法的に位置づけられ、2020年から制度化される中、特に中小・零細規模の食品加工・製造等の事業者が、H A C C Pシステムの対応について確実に進めていけるように、国、関連業界団体とも連携して丁寧な支援事業を行うことを要望する。また、H A C C Pシステムについては、消費者の理解は、まだまだ不十分なので、消費者向けの学習会等の機会を設け、理解がすすむように啓発・広報活動等を強めてほしい。</p> <p>国による政省令の公布後は、直ちに事業者に対して業界ごとに説明会を開催するなどを実施し、導入に向けて機運を盛り上げてほしい。</p> <p>府下の食品事業者は衛生管理の意識は高いと思うが、中小の事業者が多く、関連業界団体とも連携し、きめ細やかな指導援助を要望する。</p>	<p>H A C C P導入の基本は自主衛生管理であることから、既存の制度も活用し、中小規模の事業者に対して、丁寧かつ具体的にH A C C Pの普及啓発を進めることとします。また、事業者に対する取組だけでなく、H A C C P導入について消費者の理解を深めていくよう周知・啓発に取り組むこととします。</p>
	<p>イノシシやシカといった野生鳥獣による農林水産物等への被害が深刻化していることから、これらの肉を食用として活用することが増加している。食用として安全に利用できるように、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に基づく衛生管理上の監視、指導、点検を強めてほしい。</p>	<p>農林部局と連携しながら、関係事業者に対する監視指導に取り組むこととします。</p> <p>また、野生鳥獣肉に係る収去検査を引き続き実施します。</p>
実施体制	<p>食品表示制度の変更が経過措置期間にある中で、新たな表示制度が消費者にとってわかりやすい制度として運用されるように監視指導を強めてほしい。</p>	<p>旧基準に基づく表示が認められる猶予期間が、2020年3月31日までであることに鑑み、引き続き、関係部局との情報交換を密に行い、新基準に対応した食品表示の適正化の推進に連携して取り組むこととします。</p> <p>京都市をはじめ、各関係機関との情報交換や連携を緊密にし、効果的な監視指導を行います。</p>
	<p>乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えている。中には、死に至るほど重篤な症状の方もいる。食物アレルギーを抱える人にとって、アレルギー表示については食品の安全性確保に関する情報として「大変重要な情報」であり、表示に係る監視指導を強めてほしい。</p>	
	<p>京都府と京都市とが緊密に連携をし、共に成果をだされることを期待します。</p>	
情報及び意見の交換・リスクコミュニケーション	<p>食の安心・安全に対する不安を解消する取組みのひとつとして、リスクコミュニケーションが重要であるので一層の充実を要望する。テーマとしては、食品添加物、農薬、食中毒、健康食品、遺伝子組み換え食品、輸入食品、食品表示等を要望する。</p>	<p>様々なご意見を取り入れ、ニーズにあったリスクコミュニケーションの開催方法について関係部局と連携を図りながら実施していきます。</p> <p>いわゆる健康食品を含め、食に関する正しい知識や新しい情報について、引き続き、関係部局との情報交換を密に行い、総合的な食の安心・安全施策の推進に連携して取り組むこととします。</p>
	<p>肉の生食が原因の食中毒は引き続き発生しており、違法な牛生レバーを提供する店舗もある。この様な中、消費者への啓発活動は極めて重要である。リスクコミュニケーションの取組みとも合わせて計画的に取り組んでほしい。特に近年ジビエへの関心が高まっていることも踏まえた実施が必要である。</p>	
	<p>保健機能食品（「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」）や「健康食品」と称される食品の摂取者が増え、中にはこれらの「健康食品」等を医薬品のように誤解している者もいる。また、宣伝、広告等には、効能効果を暗示させるものがあり、その情報を誤って理解することで、健康被害が生ずる事案も発生している。ついては、宣伝、広告等の情報内容についての監視指導を強めてほしい。同時に、消費者団体訴訟制度を担っている適格消費者団体等との情報交換など連携した取組みについても強めてほしい。</p>	

項 目	意 見	府 の 考 え 方
食品等の検査計画	<p>日欧EPAやTPPの発効に伴い、今後さらに輸入食品が増加する可能性がある。国に対して、輸入食品の安全性確保の取組みについて一層充実、強化することを要望する。また、京都府内に流通している輸入食品の収去検査も引き続き強化してほしい。また、食品添加物をはじめ安全基準や表示基準が国際的に異なる場合もあるので、それに対する認識も必要である。</p> <p>※EPA:貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定</p> <p>※TPP:オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定（2017年に米国が離脱）</p>	<p>府内に流通する食品の流通状況や過去の違反実態等を考慮しながら、30年度の検査計画を踏襲の上見直しています。引き続き、これらの検査は継続して実施することとし、定期的に検査結果を公表していきます。</p>